

平成 30 年度千葉県学校薬剤師会 総会及び研修会報告

千葉県学校薬剤師会
常任委員 並木 佳久

6月3日(日)総会において、平成29年度の活動報告及び決算報告が行われたのち、平成30年度の事業計画及び予算が執行部より説明され賛成多数により全て承認された。

総会終了後、文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課 健康教育調査官 小出彰宏先生より「学校環境衛生基準の一部改正について」を講演頂いた。

学校保健安全法(昭和三十三年法律第五十六号)第六条第一項の規定に基づき、学校環境衛生基準(平成二十一年文部科学省告示第六十号)の一部を改正する件(平成三十年文部科学省告示第六十号。以下「本基準」という。))が公布され平成30年4月1日から施行された。学校環境衛生基準の改正の経緯として、

- 机・いすの検査方法に用いる座高の測定が平成28年度の健康診断の必須項目から除外された。
- 学校における温度やICT(Information and Communication Technology)環境の整備等学校環境の変化に対する意見・要望等を踏まえた改定である。

下記に示す9項目が改正され、本基準の概要及び留意事項等については、その趣旨を十分御理解の上、本基準に基づき学校環境衛生検査を実施し、適切な学校環境衛生活動を行っていただきたいとのことであった。

- (1) 温度の基準について(望ましい温度の基準を「17℃以上、28℃以下」に見直し)
- (2) 温度、相対湿度及び気流の検査方法について(最低限必要な測定器の精度を示すよう見直し)
- (3) 浮遊粉じんの検査方法について(検査の結果が著しく基準値を下回る場合には、以後教室等の環境に変化が認められない限り、次回からの検査について省略することができる規定を設けたこと。)
- (4) 照度の基準について(近年、普通教室においてもコンピュータを利用する授業が行われていることを踏まえ、規定を見直し)
- (5) 飲料水の水質<有機物等>(有機物等の検査項目から「過マンガン酸カリウム消費量」を削除し、「有機物(全有機炭素(TOC)の量)」のみとした)
- (6) 机、いすの高さ(検査項目から、「机、いすの高さ」を削除した)
- (7) 水泳プールの水質(有機物等の検査項目を有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)と見直し)
- (8) 総トリハロメタン(総トリハロメタンの検査について、プール水を1週間に1回以上全換水する場合は、検査を省略することができる規定を設けた)
- (9) 単位リットルの記載(ℓ →L)

今回の改正を踏まえ、学校における定期検査及び日常における環境衛生に関する点検の円滑な実施の一助となるよう、検査方法の詳細や留意事項等を示した、

「学校環境衛生管理マニュアル[平成 30 年度改定版]

(http://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/hoken/1353625.htm) についてはただ今改訂準備中であるとのことであった。

マニュアル中の留意事項として「学校の設置者の責務について」下記の事項を追記してあるとのことであった。『学校の設置者においては、学校環境衛生活動が適切に実施されるよう、学校保健安全法に基づき、当該学校の施設及び設備並びに管理運営体制の整備充実その他の必要な措置を講ずるよう努められたいこと。

なお、「施設及び設備並びに管理運営体制の整備充実」については、例えば、検査器具など物的条件の整備、学校環境衛生検査委託費の財政措置等が考えられること』。すなわち学校の設置者は教育委員会であり、検査費及び検査器具等を整備しなければならないとのことであった。

今回の学校環境衛生基準の改正は、学校環境衛生活動の理解を広めるビックチャンスであり、我々学校薬剤師は改正事項を踏まえ、児童生徒並びに学校教員の健康維持のため学校環境衛生基準を熟知し活動しなければならないと感じた。

※今回研修会で講演されたスライド(パワーポイント)は、研修会に参加できなかった先生方も閲覧出来るよう本会ホームページに掲載しているのでご参照いただきたい。

(http://www.c-yaku.sakura.ne.jp/school/school_top.htm)